

最低制限価格の見直し

最低制限価格等の設定方法については、更なる低入札対策の強化を図ることとし、国の取扱いに準じて工事に伴う委託業務における最低制限価格の算定式の見直しを次のとおり行います。

※（注）令和6年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

(1) 最低制限価格

最低制限価格は、春日井市契約規則第16条の規定により予定価格の10分の9.2から10分の6までの範囲内において定めます。

ア 建設工事

	工事等の種類	最低制限価格		
		算定式	上限率	下限率
①	一般土木工事等 (②～④以外の工事等)	直接工事費 $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ 現場管理費 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$	共通 9.2/10	共通 7.5/10
②	機械設備工事、電気通信工事、下水道用機械・電気設備工事の積算基準に基づき積算する工事等 (ただし、公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等を除く。)	機器単体費 $\times 0.907$ 直接工事費 $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ 現場管理費 $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$		
③	公共建築工事費 (公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等。ただし、④に該当する工事等を除く。)	(直接工事費 $\times 0.9$) $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ (直接工事費 $\times 0.1$ + 現場管理費) $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$		
④	公共建築工事費積算基準に基づき積算する工事等のうち、昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事等	(直接工事費 $\times 0.8$) $\times 0.97$ 共通仮設費 $\times 0.9$ (直接工事費 $\times 0.2$ + 現場管理費) $\times 0.9$ 一般管理費等 $\times 0.68$		

・特別なものについては、上記にかかわらず10分の9.2から10分の7.5までの範囲で定める額とします。

- ・「春日井市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領」に基づき算出してください。

イ 工事に伴う委託業務

	業種区分	最低制限価格		
		算定式	上限率	下限率
①	測量業務	直接測量費 ×1.0 測量調査費 ×1.0 諸経費 × <u>0.5</u>	合計 ×1.1	8.2/10 6/10
②	建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 ×1.0 特別経費 ×1.0 技術料等経費 ×0.6 諸経費 ×0.6	合計 ×1.1	<u>8.1/10</u> 6/10
③	土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費 ×1.0 直接経費 ×1.0 その他原価 ×0.9 一般管理費等 × <u>0.5</u>	合計 ×1.1	<u>8.1/10</u> 6/10
④	地質調査業務	直接調査費 ×1.0 間接調査費 ×0.9 解析等調査業務費 ×0.8 諸経費 × <u>0.5</u>	合計 ×1.1	8.5/10 2/3
⑤	補償関係コンサルタント業務	直接人件費 ×1.0 直接経費 ×1.0 その他原価 ×0.9 一般管理費等 × <u>0.5</u>	合計 ×1.1	<u>8.1/10</u> 6/10

- ・特別なものについては、上記にかかわらず10分の8.1から10分の6まで（測量業務にあっては10分の8.2から10分の6まで、地質調査業務にあっては10分の8.5から3分の2まで）の範囲で定める額とします。
- ・「春日井市建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度実施要領」に基づき算出してください。

(2) 低入札価格調査制度

ア 低入札価格調査基準価格

直接工事費×0.9

共通仮設費×0.9

現場管理費×0.9

一般管理費×0.68

範囲：予定価格の10分の9.2～10分の7.5

イ 失格基準価格

直接工事費×0.9

共通仮設費×0.8

現場管理費×0.8

一般管理費×0.3